

○総務省令第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣 片山 善博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の八 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二）」を「第四節
第四節
第四節」

の八 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二）

の八の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二）
の八の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条

二）
の八の二の三）」に改める。

第九条の二中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第九条の四第一号中「及びデジタルコードレス電話の親機」を削り、「識別信号以外のものをいう。」の下に「以下第四十九条の八の二から第四十九条の八の三までにおいて同じ。」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及び時分割直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九

五MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHzを超え二、四〇〇kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

第九条の四第四号イ中「基地局」の下に「（一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、「無線局」の下に「（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「第一号又は」を削る。

第二十四条に次の二項を加える。

23 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値

<p>一、〇〇〇MHz以上一、八九三・五MHz未満</p>	<p>一、八九三・五MHz以上一、九〇六・一MHz以下</p>
<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値</p>	<p>次のいずれかの値</p> <p>一 一、八九三・五五MHz以上一、九〇六・〇五MHz以下であつて、一、八九三・五五MHz及び一、八九三・五五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えた一二六波において一MHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値。ただし、当該一二六波の周波数のうち任意の連続する一〇波については、一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値</p> <p>二 一、八九三・五一五MHz以上一、九〇六・〇八五MHz以下であつて、一、八九三・五一五MHz及び一、八九三・五一五MHzに三〇kHzの整数倍を加えた四二〇波において三〇kHzの帯域幅における平均電力が〇・六ナノワット以下の値。ただし、当該四二〇波の周波数のうち任</p>

	<p>意の二波については、三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五〇ナノワット以下の値</p>
<p>一、九〇六・一MHzを超え一一・七五GHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値</p>

24 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一、〇〇〇MHz以上六GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

第四章第四節の八の節名中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改める。

第四十九条の八の二（見出しを含む。）中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同条第一項中「の各号の」を「に掲げる」に、「次条」を「第四十九条の八の三」に改め、同項第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号ホ中「呼出名称」を「識別符号」に、「通信」を「無線通信」に改め、同ホを同号ニとし、同号中へをホとし、トをへとし、同号チ中「及び」を「又は」に改め、同チを同号トとし、同条第二項中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第二号中「呼出名称」を「識別符号」に、「以下の」を「次に掲げる」に改める。

第四章第四節の八の次に次の二節を加える。

第四節の八の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機（時分割多元接続方式広帯

域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外のもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機とデジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。）により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多重方式を使用する時分割複信方式、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多元接続方式使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数、時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大

臣が別に告示するところによるものであること。

ロ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。

ホ 通信を終了するための操作を行つた場合又は通話チャネルの電波が受信されない場合には、自動的に電波の発射を停止すること。

二 送信設備の条件

イ 変調方式は、周波数偏位変調、二分の π シフト二相位相変調、四分の π シフト四相位相変調、八分の π シフト八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、八〇ナノワット以下の値であること。
ハ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、別に総務大臣が告示すること

ろによるものであること。

ニ 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が、一〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

2 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ 一、八九五・六一六MHz又は一、八九七・三四四MHzのいずれかの周波数の電波を使用すること。

ロ 通話時間は、最大三〇分であること。

ハ 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

二 同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

第四節の八の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）から時分割・直交周波数分

割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外のもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）への送信（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の中継機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。）により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式における

る多重する数、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式における一の搬送波当たりのチャンネルの数及び直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。

ホ 通信を終了するための操作を行つた場合又は通話チャンネルの電波が受信されない場合には、自動的に電波の発射を停止すること。

二 送信設備の条件

イ 変調方式は、次の条件に適合するものであること。

- (1) 直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する場合及び直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合は、二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- (2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合は、二分の π シフト二相位相変調、四分の π シフト四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、八〇ナノワット以下の値であること。

ハ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ニ 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が、一〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空

中線の利得で補うことができるものとする。

2 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の電波を受信することによつて、自動的に選択されること（次号の無線通信を行う場合を除く。）。

二 二以上の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ 一、八九五・七五MHzの周波数の電波を使用すること。

ロ 通話時間は、最大三〇分であること。

ハ 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止する

ものであること。

三 同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

第四十九条の八の三中「前条」を「第四十九条の八の二」に、「の各号の」を「に掲げる」に、「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同条第一項中「二、ト及びチ」を「ハ、ヘ及びト」に改め、同条第二項中「ハ」を「ロ」に、「次の」を「次に掲げる」に、「呼出名称」を「識別符号」に改める。

第五十七条の三ただし書中「デジタルコードレス電話の無線局」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局」に改める。

	「	9	時分割多元接続方
			コードレス電話の無
		9	デジタルコードレス電話の無線局
		3	を
		10	時分割多元接続方
			コードレス電話の無
別表第一号中		10	小電力データ通信システムの無線局
		50	」

- 11 時分割・直交周波式デジタルコードレ
- 12 小電力データ通信

式狭帯域デジタル線局	3
式広帯域デジタル線局	10
数分割多元接続方式電話の無線局	3
システムの無線局	50

に改める。

別表第二号第27中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同表に次のように加える。

第58 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は

、第1から第4までの規定にかかわらず、1,728kHzとする。

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、2,400kHzとする。

別表第3号20中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」と改め、同表26中「1から49まで」を「1から51まで」と改め、同表27を同表28とし、同表49の次に次のように加える。

50 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) スプリアス領域 ((3)に掲げる周波数帯を除く。) における不要発射の強度の許容値
任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dBとする。以下この50において同じ。) 以下の値

- (2) 帯域外領域 ((3)に掲げる周波数帯を除く。) における不要発射の強度の許容値
ア 中心周波数からの離調が864kHzを超え1,228kHz以下の周波数帯においては、任意の192kHz

の帯域幅における平均電力が -5.6dB 以下の値

イ 中心周波数からの離調が $1,228\text{kHz}$ z を超え $2,592\text{kHz}$ z 以下の周波数帯においては、任意の 1MHz z の帯域幅における平均電力が -9.5dB 以下の値

ウ 中心周波数からの離調が $2,592\text{kHz}$ z を超え $4,320\text{kHz}$ z 以下の周波数帯においては、任意の 1MHz z の帯域幅における平均電力が -29.5dB 以下の値

(3) $1,891.296\text{MHz}$ z を超え $1,893.146\text{MHz}$ z 以下及び $1,906.1\text{MHz}$ z を超え $1,906.848\text{MHz}$ z 未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値

ア $1,892.846\text{MHz}$ z を超え $1,893.146\text{MHz}$ z 以下及び $1,906.1\text{MHz}$ z を超え $1,906.754\text{MHz}$ z 未満の周波数帯においては、任意の 192kHz z の帯域幅における平均電力が -31dB 以下の値

イ $1,891.296\text{MHz}$ z を超え $1,892.846\text{MHz}$ z 以下及び $1,906.754\text{MHz}$ z 以上 $1,906.848\text{MHz}$ z 未満の周波数帯においては、任意の 192kHz z の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値

51 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2) 並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -36dB (1 mW を 0 dB とする。以下この 51 において同じ。) 以下の値
- (2) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値
- ア 中心周波数からの離調が 1.7 MHz を超え 2.5 MHz 以下の周波数帯においては、800 kHz の帯域幅における平均電力が -9.8dB 以下の値
- イ 中心周波数からの離調が 2.5 MHz を超え 3.8 MHz 以下の周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -29dB 以下の値
- ウ 中心周波数からの離調が 3.8 MHz を超える周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八条の二第十四第一項に規定する工事設計認証を受け又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認を行っているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の八の二に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の八の二に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明、法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。